

## 21 直接国税犯則事件

(1) 起訴事件数及び有罪に係る人員、金額

区 分		起 訴 事 件										区 分			
		前年からの 繰越未決	本年の 起 訴	計	有 罪					懲 役 刑 を 科 せ ら れ た の 人 員				罰 金	
					有 罪	無 罪	公 訴 権 減 未 決	懲 役 刑 を 科 せ ら れ た の 人 員	罰 金	人 員	金 額				
申告所得税	外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	申告所得税	
	内	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
法人税	外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	法人税	
	内	X	X	X	X	—	—	X	X	X	X	X	X		
その他	外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	その他	
	内	X	X	X	X	—	—	X	X	X	X	X	X		
合 計	外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	合 計	
	内	6	2	8	6	—	—	2	7	4	7	127,000			

調査期間：平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間における事績を示した。

- (注) 1 外書は、上級審からの差戻し件数である。  
 2 内書は、懲役刑に罰金刑が併科されたものである。  
 3 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。

(2) 犯則者違反行為別件数

申告所得税		法人税		その他	
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
第 238 条	外	第 159 条	外	ほ脱犯規定	外
	—		—		X
第 244 条	外	第 164 条	外	両罰規定	外
	—		X		X
合 計	外	合 計	外	合 計	外
	—		X		X

- (注) 1 この表は、「(1) 起訴事件数及び有罪に係る人員、金額」の「有罪」欄の内訳を示したものである。  
 2 外書は、ほ脱犯規定の適用のほかに、両罰規定も適用された件数である。  
 3 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。

## 22 間接国税犯則事件

(1) 検挙及び処理状況

区 分		酒 税							揮 発 油 税 及 び 地 方 揮 発 油 税				石 油 ガ ス 税			区 分		
		免 許 者		非 免 許 者	小 計	犯 則 者 が 判 明 し な い も の	計	ほ 脱 犯	秩 序 犯	計	地 方 揮 発 油 税 分	ほ 脱 犯	秩 序 犯	計				
		酒 類 製 造 者	酒 類 販 売 業 者															
要件 処 理 数	前 年 度 か ら の 繰 越 処 理 未 済	外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	前 年 度 か ら の 繰 越 処 理 未 済	要件 処 理 数
	検 挙	外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	検 挙	
処 理 件 数	通 告 処 分	外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	通 告 処 分	処 理 件 数
	告 収 税 官 吏	外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	収 税 官 吏 告	
		発 そ の 他	外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	そ の 他 発	
	不 問 処 分	外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	不 問 処 分	
	通 知 処 分	外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	通 知 処 分	
	不 告 発	外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	不 告 発	
	処 分 前 公 訴 権 消 滅	外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	処 分 前 公 訴 権 消 滅	
本 年 度 未 処 理 未 済 件 数	外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	本 年 度 未 処 理 未 済 件 数	
犯 則 に 係 る 額	外	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	犯 則 に 係 る 額	
通 告 処 分 罰 金 相 当 額	外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	通 告 処 分 罰 金 相 当 額	

調査対象等：平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

(注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。

2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数及び税額である。

(1) 検挙及び処理状況 (続)

区分			石油石炭税			たばこ税及びたばこ特別税				取引所税	印紙税	航空機燃料税	電源開発促進税	合計	区分	
			ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	たばこ特別税分							
要件 処 理 数	前年度からの繰越処理未済	外	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	前年度からの繰越処理未済	要件処
	検挙	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	検挙	理数
処 理 件 数	通告処分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	通告処分	処
	告 収 税 官 吏	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	収税官吏	
		発 そ の 他	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	その他	発
	不問処分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不問処分	済
	通知処分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通知処分	件
	不告発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不告発	
	処分前 公訴権消滅	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	処分前 公訴権消滅	
本年度未 処理未済件 数	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本年度未 処理未済件 数		
犯則に係る 税額	外	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	17	犯則に係る 税額	
通告処分 罰金相当額	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	40	通告処分 罰金相当額	

調査対象等：平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

(注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。

2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数及び税額である。

(2) 通告処分及び履行状況

区分			酒 税				揮 発 油 税		石 油 ガ ス 税			石 油 石 炭 税			た ば こ 税			合 計	区 分			
			免 許 者 酒類等 製造者	酒類販 売業者	非免許者	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯				計	
要 履 行 件 数	前 年 度 か ら の 繰 越 履 行 未 済	外	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	前 年 度 か ら の 繰 越 履 行 未 済	要 履 行 件 数	
		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		通 告 処 分
		外	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		2
履 行 等 件 数	通 告 不 履 行 発 生 に よ る	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通 告 不 履 行 発 生 に よ る	履 行 等 件 数	
	通 告 後 権 消 滅	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通 告 後 権 消 滅		
	通 告 履 行	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通 告 履 行		
	計	外	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2		計
本 年 度 未 履 行 未 済 件 数	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本 年 度 未 履 行 未 済 件 数		
通 告 履 行 罰 科 金 額 相 当	外	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	通 告 履 行 罰 科 金 額 相 当		

調査期間：平成21年4月1日から平成22年3月31日

- (注) 1 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数及び税額である。  
2 税関分は含まない。



(4) 酒税以外の間接税の違反行為別検挙の状況

揮発油税		地方揮発油税		石油ガス税		石油石炭税		たばこ税	
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
第27条第1項第1号	件 -	第15条第1項第1号	件 -	第28条第1項第1号	件 -	第24条第1項第1号	件 -	第28条第1項第1号	件 -
第27条第1項第2号	-	第15条第1項第2号	-	第28条第1項第2号	-	第24条第1項第2号	-	第28条第1項第2号	-
第28条第1号	-	第15条の2	-	第29条第1号	-	第25条第1号	-	第29条第1号	-
第28条第2号	-			第29条第2号	-	第25条第2号	-	第29条第2号	-
第28条第3号	-			第29条第3号	-	第26条第1号	-	第30条第1号	-
第29条第1号	-			第30条第1号	-	第26条第2号	-	第30条第2号	-
第29条第2号	-			第30条第2号	-	第26条第3号	-	第30条第3号	-
第29条第3号	-			第30条第3号	-	第26条第4号	-	第30条第4号	-
第29条第4号	-			第30条第4号	-				
合計	-	合計	-	合計	-	合計	-	合計	-

たばこ特別税		取引所税		印紙税		航空機燃料税		電源開発促進税	
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
第21条第1項第1号	件 -	第14条第1項	件 -	第22条第1項第1号	件 -	第20条第1項第1号	件 -	第13条第1項	件 -
第21条第1項第2号	-	第15条第1号	-	第22条第1項第2号	-	第20条第1項第2号	-	第14条第1号	-
第22条	-	第15条第2号	-	第23条	-	第21条第1号	-	第14条第2号	-
				第24条	-	第21条第2号	-	第14条第3号	-
				第25条第1号	-	第21条第3号	-		
				第25条第2号	-				
				第25条第3号	-				
				第25条第4号	-				
				第26条第1号	-				
				第26条第2号	-				
合計	-	合計	-	合計	-	合計	-	合計	-

調査期間：平成21年4月1日から平成22年3月31日

(注) 「(1) 検挙及び処理状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。